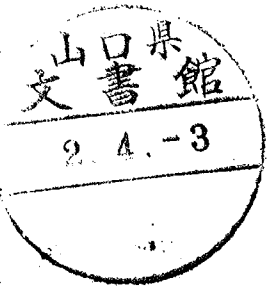
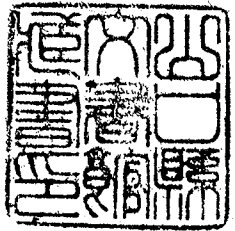


長州藩歴史編纂事業史（其の六）



広田暢久

十 密用方の設置と新譜録編纂(二)

密用方で中山又八郎が「新譜録」の編纂に取り組んでいる頃、又八郎とまったく同様に明和二年(壬午)三月一日付
けで密用方に任ぜられ、別の用務を命ぜられた者がいる。それは伊藤平八であつて、平八の公務日誌には次のよう
に書かれている。

一、三月朔日、上御用所江中山又八郎・笠井孫右衛門・倉橋平三拙者一同二、仲子又右衛門同道二而頼母殿江引合
せ有之、御在国中大切之御用筋相調遂苦勞候段挨拶有之候上、又八郎江御留守中御用被仰付候段、頼母殿直二
被相達、引続岩政六郎右衛門より拙者江左之通相授ケ候事

堅ヶ浜記録一通り出来候得共、地方ニも可被差置との御事ニ付、御留守之内引続調被仰付候、尤伊藤平八事
長州藩歴史編纂事業史（其の六）（広田）

於大記録方、只今迄右一事引請調来候間、直様彼者に調査せ候様都合之儀は、是又平七江被仰付置候事
右之通二付、早速平八に致相對候処、諸事可申談由挨拶有之候所柄之儀は、御留守二相成可被仰付候間、其内
暫休息仕可然由、御用物之儀は三宅忠蔵江受込被仰付置候間、彼方乞合候様平七被申候、手子之儀只今迄大記
録方出懸り之者を直様望出可申哉と及相談候処、可然由被申候付、左之通相調遠近方筆者後藤長右衛門に相渡
候処、早速組江沙汰相成由候事

覚

御蔵元付 新蔵

右拙者儀、御留守中御用被仰付候条、大記録方出懸り之儀二付、直様彼者御付被下候様二御沙汰可被下候、
以上

三月朔日

伊藤平八



伊藤平八日記

山田九郎右衛門殿
境 忠左衛門 殿^②

右二付三宅忠蔵江早速致相對候処、御用物錠鍵等預り置候間、万
事可申合由挨拶有之候事

右のことは次のようにまとめることができる。

(1) 三月一日に上御用所へ中山又八郎・笠井孫右衛門・倉橋平三と私が、
仲子又右衛門に連れられて出頭し、当役梨羽頼母殿へ引き合わされた。

当役は全員に対し「殿様在国中大切な御用を勤めたこととご苦労であった。」と挨拶があり、中山又八郎へは「殿様の留守中に別の用事（譜録）を申し付ける」と直々に用命があった。このあと岩政六郎右衛門から私へ対し、次のような指示があった。

(2) 「堅ヶ浜記録（岩国領と本藩の争論地）は一通りは出来ているが、現地の代官所にもそれを渡したいので、殿様の留守中も引き続き作成すること。もつとも伊藤平八はこれまで大記録方においてこの仕事をしてきたが、今後は高須平八（裏判役）の許でこの業務を続けるようにせよ。」

(3) そこでさすがに私は高須平七に会ったところ、「この用務のすべてについて話し合って決めるといわれている。殿様の留守中にこの仕事はすればよいので、差し当りは少し休息するように。必要なものの準備は三宅忠蔵^③に指示しているから、彼から受領するように」といわれた。そこで、「助手（手子人）として大記録に勤めている者一人をぜひ付けてほしい」と相談したところ、「よかろう」ということになり、遠近方筆者後藤長右衛門へ助手一名の割愛申請書を提出した。

(4) 次に三宅忠蔵のところへ行き、御用物の納めてある倉の錠と鍵とを受領した。

この伊藤平八の公務日誌にみられるように、平八は同じ密用方に属しながら、中山又八郎とはまったく別の用務に従事している。このことは、これまで必要に応じて臨時的に設置してきたあれこれの歴史に關係する職座を、密用方に統合して一本化しようとする藩府の意図の明確に示していると考えてよいだろう。この後、伊藤平八は密用方において、与えられた職務を忠実に履行することになる。

明和三年（天保）正月廿五日、伊藤平八日記^④に次のように記されている。

一有馬喜惣太親子、絵図書調トして被差出候ニ付、左之通申出候事

拙者方御用筋ニ付、有馬喜惣太并嫡子召連出勤被仰付候様申出候、左御座候へは手子旁多人数ニ付、御役所
手狭ニ相成御用相調不申候間、勝手之方今一間畳御敷を貸渡被仰付候様御沙汰可被下候、為右得御意候、以
上

奈古屋九郎右衛門様

栗屋六郎右衛門様

伊藤平八

右のことは次のように書かれている。

(1) 有馬喜惣太親子を絵図作成人として私の所へ派遣されたので、次のような申し出をした。

(2) 「私の用務遂行上必要のため、有馬喜惣太親子が派遣されて勤務するようになった。ついては、手助い人の増加のため勤務場所が手狭になったので、それに続く畳の部屋一間を使用できるようお願い申し上げる。」差出人伊藤平八、宛先藏元両人役様。

有馬喜惣太は、六章「地下上申の編纂」、八章「行程記と御国廻行程記」で述べたように、絵図方頭人であつて絵図作成のいわばプロである。このプロの絵図方が伊藤平八の手元で働くということは、平八の命ぜられた堅ヶ浜一件記録^⑥がよいよ最終段階に入り、この絵図を添付することによって完了することを意味している。

同年六月六日、伊藤平八は大意次のような伺書^⑥を高須平七方へ提出した。

(1) 平生堅ヶ浜論地御裁許の記録は、同種三通を作成せよとのことでしたが、これは完成いたしました。三通のうち一通は上御用所、一通は当職所、残り一通は大記録方に納入せよとのことでしたが、大記録方は廃止となり現在は
ありません。そこで、残りの分も御用所方へ納めたいと思ひますがいかがでしょうか。
(2) 右記録に添付した絵図は、本藩と岩国との最初に内談したのから揃っています。なかでも宝曆十一年の本藩主の裁決にかかるものがとりわけ大切だと考えられるので、その点を当職方でご記入の上、上御用所で保管されるようになされてはいかうございませうか。

(3) この絵図は、大野毛利様知行地の土地、地下の土地、また八海川引き渡しなどが記入され、一件書類の中には岩

国と交換された大切な書類も含まれております。従つて、当職所で殿様の御裁決
をご記入の上、上御用所で保管されてはいかがでしょうか。(以下略)

というような伺事項を八項目提出した。当職方のこれに対する回答事項は見当らな
いが、たぶん伺書のとおり処置したと考えられる。

同年七月朔日、中山又八郎から、次のような上申書^⑦が提出された。

権兵衛嫡子

伊藤平八

右去御留守以来、堅ヶ浜記録調被仰付候処ニ、頃日事調物も相済、御用筋大略
相調候由ニ御座候、私儀今般引統御用被仰付候儀ニ御座候へハ、平八事先只今
迄之御用懸りニして、私方為助筆被差出被下候様ニ奉存候事
右之通御沙汰可被下候、以上

七月朔日

中山又八郎 判



密局日乗

岩政六郎右衛門殿

右のことは次のように書いてある。「権兵衛の嫡子伊藤平八は、かねてから堅ヶ浜記録を編纂するように命ぜられておりましたが、最近その編纂物もほぼ完成したときいております。私は譜録編纂の用務に従事しておりますが、平八の用務が終了しましたなら、平八をそのままの身分でぜひ私共の仕事の助筆として加えて下さいませよう願ひ申し上げます」というものであった。これは同じ密用方の役座内での業務分担の移動であるから、この願は簡単に許可されたのであった。

こうして、密用方における業務は中山平八郎を頭役とする「新譜録」編纂事業に統一され、強力に推進されることになった。しかし、受け入れの密用方の態勢はととのつても、差し出し方である家臣団の中には種々の理由により遅れていて未提出の者もかなりおり、そのため業務遂行上の障りが生じてきていた。そこで、同年同月四日、次のように締切り期限を明記した催促状を出すことになった。

七月四日

一御家来中譜録差出候儀催促左之通、岩政六郎右衛門迄覚書相渡候事

覚

一御家頼中家筋譜録差出候様二との儀、先年御沙汰有之、大概差出候処、今以不差出分去々年已来段々御触被差出候処、銘々少充之申立も有之、于今不得差出面々彼是有之、当分相應之申立も有之事二候得共、一体先年以来御沙汰相成候儀を今以不差出段不聞之事二候、依之病者幼少或ハ旅役等之者ハ近親類引請令讃談、早々可差出候、若追而本人存寄有之相違之事も候ハ、其節本人頭之趣次第取替候様二可被仰付候事

但、当八月廿九日を切被仰付候事

右のことは次のように述べられている。

- (1) 家臣団の中に譜録の未提出者がいるので、それらに対し催促の覚書を岩政六郎右衛門に渡した。
- (2) この覚書には、「家来中は家筋のことを書いた譜録を提出するよう先年から度々沙汰している。そのため大多数の者は提出しているが、いまだに少数の者が未提出である。未提出者にそれぞれの理由もあるであろうが、現在に至るまで未提出ということは、もうそれらの理由は理由とはならないものである。若し病氣とか幼少とか出張中ということであれば、近い親類の者が相談して責任者をきめ、早々に提出するようにしなければならぬ。そのようなことで本人が若し不備な点があるというならば、それに気付いた時点で将来訂正するであろう。」
- (3) 譜録提出の締切日今年八月二十九日とする。

というものであった。右の催促状から、密用方がいかに未提出者に手をやき、それを提出させることに心を砕いていたかを知ることができる。

こうして未提出者に提出させるための努力が続いているうち、九月に入って新たな問題がもち上った。それは蔵本支配に属する御利徳雇Ⅱ(一代侍・御細工人)にも、譜録提出を命ずるかどうかということである。これらの身分の者は、原則として一代限りの士分格であって永代ではない。このため、「其段此方より段を分候様二ハ急ニ沙汰相成苦數候、何分遠近方乞合ニ而、兼而之御作法流例等も可有之候間、其通ニ而可然候^⑤」とあるように、遠近方と相談して過去の例(闕閲録)の通り提出することで解決することになった。

このような努力の結果、「新譜録」は明和三年中に提出済みとなった。密用方の用務は、提出された「新譜録」を

点検整理して、御宝蔵へ収納することである。明和四年(一七六七)の前半は、密用方全員がこの業務に集中したと考えられる。

明和四年十月二十八日、次のような褒賞^⑩が下給された。

一 御家来中、譜録取縮遂苦勞二付、又八郎江銀六拾目、多一郎^⑪・平八江四拾目充、手子へ四匁、小使へ三匁、いつれも一歩引ニソ拝領被仰付候二付、今日平八御蔵本罷出受取候事

但、同断二付、遠近方筆者岡本神之助へ式拾壹匁五分、遠近支配方譜録方豊島半右衛門方へ式拾壹匁五分、

無給通以下譜録方中村助右衛門へ拾五匁、御供歩行譜録方木原源七へ式拾一匁五分、いつれも一歩引ニして

被遣候由

右のことは、次のようにまとめられる。

(1) 家来の中で、譜録編纂に苦勞した者、即ち中山又八郎へ銀六〇匁、柿並多一郎・伊藤平八へ銀四〇匁あて、手子人へ四匁、小使へ三匁、いつれも一割引きで拝領を命ずるので、高須平七は御蔵本で受領するように。

(2) 右同様、遠近方筆者岡本神之助へ二二匁五分、遠近方支配譜録方豊島半右衛門へ二二匁五分、無給通以下譜録方中村助右衛門へ一五匁、御供歩行譜録方木原源七へ二二匁五分、いづれも一割引きで受領するように。

このことから、「新譜録」の編纂事業が終了し、密用方全員五名に対して恩賞が給与されたことが分る。さらに、遠近方、遠近方支配、無給通以下、御供歩行などの譜録担当者に対し、恩賞が下給されている。この担当者への賞与のことから、「新譜録」の提出者は、下級士が対象であったことを読みとることができる。即ち、「古譜録」は格式ある大組クラスまでの家臣団から提出させ、「新譜録」は給地をもたない下級士から提出させたのであった。

註

- ① 毛利家文庫一九日記一六「御密用所伊藤平八日記」
から岩国領となる。
- ② 宛名の山田・境兩名は役人帳によると蔵元兩人役と考えられる。
- ③ 三宅忠蔵は役人帳によると当職所右筆。
- ④ この史料は①に同じ。
- ⑤ 堅ヶ浜はもともと熊毛郡平生村に属する浦方であるが、本藩と岩国の間に争論がおこり、堅ヶ浜は熊毛郡でありながら岩国領となる。
- ⑥ 毛利家文庫一九日記一五番「御密用所日記」(二二二)。
- ⑦ 毛利家文庫一九日記一八番「密局日乗」(二二九一二)。
- ⑧ この史料は⑦に同じ。
- ⑨ この史料は⑦に同じ。
- ⑩ 毛利家文庫一九日記一八番「密局日乗」(二二九一三)。
- ⑪ 柿並多一郎は伊藤平八と同時期に密用方に勤務する。

大記録の編纂

毛利家文庫四七旧記三番に「大記録」という全一三〇冊という大部の記録がある。この目録の解説は、次のように述べられている。

正徳五年から享保八年にかけて大記録方を置き、境忠左衛門・平野忠兵衛兩人が命を奉じて「御当職代々御勤方之御書付」など、後期典例になる令書や通達を調査して集成したものである。藩府に集積されている諸記録から抄出したもので、原本が亡失したものが多く、本書によって藩政初期から中期ごろまでの史料を検出することができる。

右に述べられていることを、ごく簡単にいえば、「正徳五年(一七二五)から九年間、大記録方という役座をもうけ、そこで諸記録の中から後期典例となるものを集大成する」というものであった。では、この編纂事業発足時に、どのよ

うな通達が出されたかをみてみよう。

覚^①

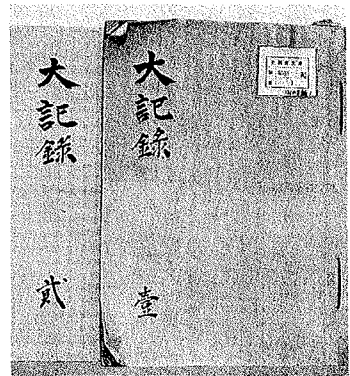
今度為大記録方、境忠左衛門・平野孫三被仰付、御記録編立申事候、役所々々新古之記録其外書付物等二至迄
兩人見合可申候、又は其役所より書付候ても被指出候様ニ可申達候条、彼是可被得其意候、尤自今已後も御記
録ニ可相成儀は役人無緩取縮、兩人江可被相渡候、以上

(正徳五年)
三月廿日

(当職)
浦 図書
(向・國司)
国 老岐

諸所役人中

右の通達は当職兩名が諸所役人に当てたもので、次のような指示が記載されている。



大 記 録

- (1) 今度大記録方という役座を新設し、境忠左衛門・平野孫三を任命して御記録(後規典例集)の編纂を命じた。
 - (2) 諸役所においては、新旧の記録や文書などを兩名にみせて、選択してもらう必要がある。また諸役所が発給した文書も同様の処置をとること。
 - (3) 今後も後規典例となるような文書・記録については、諸役所の役人はできるだけ注意し、漏れなく兩人に渡すこと。
- このことから、正徳五年(七五)に大記録方を新設して後期典例となる文書・記録の編纂をはじめたことが分る。この事業を命じたのは藩主毛利吉元で

あった。吉元は享保五年(七三)に史臣永田瀬兵衛に関関録の編纂を命じているが、この両事業は三年ばかり重複している。これら両者の関係を示す史料はないかと注意して探してみると、次のような史料^②があった。

一正徳五乙未三月十八日、号大記録方新規之役所被仰付、此段境忠左衛門・平野孫三江被仰渡候、然ハ当春吉元公御発駕以前山内縫殿殿より被成置御意御密用之儀とも有之、其旨旧記の見合被仰付候様ニと、縫殿殿より御当職国司老岐殿・浦図書殿江被仰聴、御当職より大記録方江被仰付候付而、御書付之品々ニ応シ考其事則調出候由、漫筆家譜ニも有之候事ニ付、覚ニ記之

右の記事は、秘局官員録の中に江戸御国大記録という記事があり、この記事を隠すようにして付けられた別紙の文言である。これは注目すべきものと考えられるので、分りやすく書くこと次のようになる。

- (1) 正徳五年三月十八日、大記録方という新規の役所が設置され、境忠左衛門・平野孫三が任命された。
- (2) 当春藩主吉元公が江戸へご出発になる前、当役山内縫殿殿が殿様のお考えをきいた事柄に「御密用之儀」ということがある。

- (3) その内容は旧記の見合せということであり、当役山内縫殿殿が当職国司老岐・浦図書へそのことを伝えた。
- (4) そこで当職から大記録方に命じて必要書類を調べて提出したと漫筆家譜に書いてある。

右の事柄で、注目すべきことが二つあると思う。第一点は(2)にみられる藩主毛利吉元が当役山内縫殿殿に命じた「御密用之儀」とは具体的にどのようなことかということである。その内容として(3)には「旧記の見合せ」と書いてあるが、単なる旧記の見合せであるならば、大記録方はすでに発足して大記録の編纂事業は進歩しているのであるから、同じような事業を再度命ずることはあり得ないことである。ではこの「御密用之儀」とは何かという疑問が残ること

になる。第二点は、(4)にみられるように、大記録方が当職へ「必要書類を調べて提出した」ことはどのような事柄かということである。このことは、第一点の疑問と深い関連があると考えている。

右の別紙は「漫筆家譜」^⑧によって作成したとあり、年代は不明である。しかし文中に三人の家老の職名が出て来ることから推察すると、正徳五年かその翌年の享保元年と考えてよいだろう。しかしながら、大記録方設置が既成事実として書かれていることを考えてみると、享保元年と推定できる。すると享保元年に、藩主毛利吉元が大記録方の設置を念頭におきながら、当役に命じた「御密用之儀」とは何であろうか。私はこれが「閥閥録」だと考えている。もつと具体的にいえば、「閥閥録」は毛利家譜編纂の前提条件として生み出されたものであるから、毛利家譜(毛利氏の伝記)の編纂を命じたものと考えられる。そこで、その意向は当役―当職―大記録方と伝えられたが、大記録としては歴史編纂事務局ではないので、そのような意図に必要な事項のみを書き上げて提出したと考えられる。そのため、藩主毛利吉元は享保三年(二七六)、史臣永田瀬兵衛を起用して藩史編纂という大事業に着手したのではないであろうか。

では、大記録方を命ぜられた境忠三衛門と平野孫三とは、どのような人物であつたろうか。平野孫三については譜録が残されていないので不明であるが、境忠三衛門は譜録に記載がみられるので、その経歴をみてみよう。

鏡忠左衛門は諱名を直恒といい、毛利綱広公の御部屋付の陣僧として新規召抱となつた。先祖のことはよく分らないと系図文書には書いてあり、父は浪人者で直恒の幼少時病死した。綱広公逝去後は手廻組となり高一二石余を支給され、元禄一三年(二七〇)には多年の功により銀子六五〇目が支給されている。宝永三年(二七六)に大組に昇格して、江戸留守居手元役となつている。このような経歴から考えると、鏡忠左衛門はかなり学問をした有能な能吏であつたと思われ、江戸での生活がながかつたことが分る。正徳五年(二七五)、大記録方に任命された時は六五歳、ながかつた江戸での生活から得た知識を活用するにふさわしい役職であつた。享保三年(二七八)、藩主吉元の長男宗元御部屋付家老堅田安房の手元役に転役を命ぜられているから、大記録方には三年勤務したことになる。享保六年(二八二)、宗元は一九歳で死去したので解役となつた。享保七年から幸橋御裏取次役となり、享保一二年隠居、享保一四年(二八六)七九歳で死去している。

享保八年(二九三)、当職浦圖書から次のような通達^⑨が裏判役口羽衛士宛に出された。

覚

今度、為大記録方平野忠兵衛被仰付候、然は旧新の御用物尋候儀も有之節は、彼者より可相達候条、早速可被入見分候、其旨趣委細記置、毎歳彼役所江可被相渡候、此段は下役人衆迄常々無緩可被相心得候、尤依年御記録ニ可成品無之候ハ、其趣年切ニ彼役所江可被相達候、以上

享保八卯四月

(当職)

口羽衛士殿

浦 圖書

右のことは、次のようにまとめられる。

(1) 今度大記録方に平野忠兵衛を任命した。従つて、大記録に記載する文書について忠兵衛から問合せがあるから、その時は詳細に書き記して提出するように。

(2) 右の趣旨は下役人にも徹底させると共に、役所ごとに後期典例となるようなことがあるかないかを毎年大記録方に報告せよ。

というものであつた。これは大記録方を終結するに当り、藩府のつた最後の通達であつたと考えられる。

では大記録一三〇冊には、どのような記録が収録されているのであろうか。この内容は多方面にわたっており、一概にこういう特徴があるとはいえないが、対幕府関係ものはかなり多く収録されているだけでなく、藩行政上の重要事項が収録されている。そこで第一冊から第五冊までに含まれている史料の標題を紹介すると、次のようになる。

第一冊 御両国御蔵入物成を以御所帯大繼之事 (当職・当役が発給した歳入に関する文書・記録を収録)

第二冊 右同 (同)

第三冊 元和七辛酉年以来万御法度事 (藩政初期の家中に対する諸法令を収録)

御両国郡中諸御掟 (藩政初期の百姓人沙汰に関する法令を収録)

御城下火消御法役組大手三ツ御門しまり (萩城における火消し当番を定める)

慶安四年江戸より申来候諸役所江御法定事 (萩町における町奉行の取締事項)

第四集 元和七年酉以来万御法度事 (第三冊の続編)

御両国郡中諸御掟 (同)

御城下火消御法役組大手三ツ御門しまり (同)

度安四年江戸より中來候諸役所江御法定事 (同)

其外追々被差出候御書付 (同)

第五冊 元和十年以來来江戸大阪尤禁裏御普請事 (江戸城・大阪城・京都朝廷の普請一件記録)

右の標題からも分るように、確かに後期典例となるような記録を多く収録している。この大記録方の設立が、藩主毛利吉元の文教政策実施の第一歩であり、この政策が密用方の設立へつながるものと考えられる。

註

- ① 毛利家文庫四〇法令一三五番「諸御書付二十八冊」。山口県史料近世法制編上二九二頁収録。
- ② 毛利家文庫一〇諸役三二番「秘局官員録」。
- ③ この「漫筆家譜」は毛利家文庫に見当らない。
- ④ 毛利家文庫二三譜録さ八一番「境忠左衛門直堅」。
- ⑤ この史料は①に同じ。山口県史料近世法制編上四三〇頁
- ⑥ 平野孫三と平野忠兵衛は同一人物である。このことは役人帳により改名したことが判明。孫三は正徳五年に任命されたものの間もなく転役し、境忠左衛門が転役して空席となった大記録方へ再度転役して後任となったと考えられる。